

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月30日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20330011

研究課題名（和文） 労働法・社会保障法理論における「家族」と生活利益の再検討

研究課題名（英文） Research of Family and Life of Worker in Theory of Labor and Social Security Law

研究代表者

村中 孝史（MURANAKA TAKASHI）

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80210053

研究成果の概要（和文）：労働法や社会保障法の分野においては、労働者又は国民の生活利益に着目した法規制が数多く見られ、そこでは労働者等が「家族」の一員であることから生じる様々な利益が考慮される。そのような考慮は社会保障法において顕著であるが、労働法においても近年は拡大傾向にある。しかしながら、家族の多様化は、そのような考慮に対し様々な問題を投げかけており、それに対して法が対応すべき分野が増加している。

研究成果の概要（英文）：In the field of social security law and labor law are found a number of regulations focused on the benefit people's lives or workers, in which the various benefits resulting from the worker or people being a member of the family are taken into account. Such considerations are remarkable in the social security law, but recently expanded also in labor law. However, diversification of the family poses various problems for such considerations, which should be resolved in the future.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2009年度	2,000,000	600,000	2,600,000
2010年度	2,500,000	750,000	3,250,000
2011年度	1,800,000	540,000	2,340,000
年度			
総計	9,100,000	2,730,000	11,830,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会法学・労働法

キーワード：法学、労働法、社会保障法、家族、扶養、生活、高齢化、オーストリア

1. 研究開始当初の背景

労働法や社会保障法においては、労働者や国民の生活上の利益を保護する必要が大きい。労働者や国民はそれぞれ単独で存在するのではなく、家族という単位で存在するのが通常である。したがって、法理論において労働者・国民利益を斟酌するときは家族関係上の利益も含めて考慮する必要を生じるが、近年家族関係に変化が見られるところから、現在の法理論が、十分にこれらの変化を考慮

できているのか、という問題を生じている。このような変化が、本研究の背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記の背景において問題となっている、労働者・国民利益の評価方法ないしは基準を新たに模索することにある。すなわち、変化しつつある家族の状況に対応して、労働法上の様々な紛争の解決において、また、社会保障法上の諸制度において、家族

利益をどのように反映すべきかを探求することにある。

3. 研究の方法

本研究では、課題に関連する問題を研究している研究者や実務家に対するインタビューを行うとともに、比較法研究を行ったうえで、海外の研究協力者を含めて討論を行って検討を深めた。

4. 研究成果

(1) はじめに

家族は、言うまでもなく社会を支える最も基本的な構成単位として従来その維持自体に重要な価値が置かれてきた。しかし、現在、かつて圧倒的に比重が高かった、夫婦と子からなる「核家族」が相対的に減少し「単独世帯」が増加するなど、社会の大きな変化の中で家族の形態自体にも大きな変化が見られる。さらに未婚・非婚の増加、晩婚化、離婚の増大、超高齢社会化など、家族をめぐる状況にも変化が生じている。

第二次大戦後、個人の尊重（尊厳）、男女平等という理念のもとに従来の「家制度」が廃止された。新しい理念は、憲法24条に示されているように、「①婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とされ、この法理念に基づき新たな親族法・相続法が制定された。もっとも、わが国の憲法は、ドイツ基本法6条1項のように、婚姻と家族の制度上の保障を定めてはいない。連邦憲法裁判所の定義によれば、この基本法6条1項の婚姻と家族の制度上の保障は、次の4つの構造上の本質となる基準を定めているとされる。すなわち、①意思合致の原則、②単一婚姻の原則（一夫一婦制）、③異性間の一夫一婦制、④婚姻終生の原則、である（ヘッケルマン／松本幸一訳「家族法とドイツ基本法」日本法学66巻1号（2000年）93頁以下参照）。また、わが国の憲法は、ドイツ基本法のように、親権と親の義務（6条2項・3項）、母性保護（6条4項）、婚姻外子の保護（6条5項）も規定するところではない。

本研究は、「労働法・社会保障法理論における『家族』と生活利益の再検討」という統一テーマのもとで、現在における家族の生活実態（家族構成、家族機能、家族意識等）の変化を踏まえて、法理論、とくに労働契約法理、労働者保護法、雇用保障制度、さらには、医療・年金制度、生活保護法など社会保障法

理論の再検討を、主としてオーストリアの法学者、経済学者、社会学者等との比較研究を行うことを通して、現在の法理論および制度の問題点を析出し、その解決を考えることを目的とするものであった。とくに2011年9月26日－28日には、京都大学で「家族と社会的給付システムの将来」をテーマに3日間にわたりシンポジウムが行われ、その結果は「2011 家族構造と社会適給付システムの将来」というタイトルで報告書にまとめられている。以下、その概要について述べる。

(2) 第二次大戦後における社会保障制度の発展

社会保障は、一般的には、人々の「人たるに値する生活」の確保を目的として、国が生活保障を必要とする人に対して一定の所得ないしサービス（医療あるいは社会福祉サービス）を提供する制度を意味する。そのような制度は、第二次大戦後、急速に世界の各国に広まった。その直接の契機となったのは、1930年代の大恐慌がもたらした大規模な失業と深刻な生活の危機であり、さらに第二次大戦による国民生活の極度の疲弊と国土の荒廃であった。世界の各国は、このような深刻な生活の危機に直面して、国民的規模での生活保障制度を国の責任において確立することで対処しようとしたのである。1942年にイギリスで出された「ビバリッジ報告」(Beveridge Report - Social Insurance and Allied Services) は、社会保険および関連諸制度の抜本的改革により、国が国民生活の最低水準 (national minimum) を統一的・包括的に保障することを提唱し、後のイギリスの社会保障制度の基礎を形づくったばかりではなく、各国の社会保障制度の創造・発展に対して（とくに理念的な面で）重要な影響を与えたものである。また、1948年に国連の第3回総会が採択した「世界人権宣言」においては、人間の尊厳と基本的人権の尊重・確保が世界における自由と正義と平和の維持に不可欠の要素であるとの観点から、種々の市民的権利とともに、社会保障の権利が、「人間の尊厳に値する生存」を維持するために欠くことのできない権利として、明記されている（22条・25条）。

わが国の憲法も、25条において、「①すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」として、国民の「生存権」の保障と社会保障・社会福祉・公衆衛生に関する国の向上・増進の義務を確認している。この規定の中にも、人間の尊厳の理念に立脚して社会保障の権利を実現していこうとする世界的な流れは、明確に表現されている。その規定

の趣旨を受けて、社会保障・社会福祉・公衆衛生の各分野で数多くの法律が制定され、多くの社会保障立法が制定されたのである。

問題は、このような社会保障制度が「家族」をどのように位置づけていたかであるが、ごく一般的にいて、社会保障の各種の給付は、健康保険の被扶養者に対する家族療養費制度（療養の給付に準じて現物給付化されている）、あるいは国民年金の第3号被保険者制度に典型的に見られるように、「家族」の生活関係、被保険者と被扶養者との扶養関係を前提として、それを維持するために行われてきたといえる。厚生年金保険における1級および2級の障害等級の障害認定を受けた者に支給される障害年金には、受給権者が、受給権取得当時その者によって生計を維持されていた65歳未満の配偶者について、加給年金を支給される制度があるが、これも、年金が「家族」の生活関係を視野に入れている例として挙げることができるものである（65歳以上の配偶者については、当該本人の老齢基礎年金が存在する）。2000（平成12）年4月1日に施行された介護保険制度は、従来、家族という狭い枠内で行われていた介護を社会化し、社会的な支援システムを創ることによって介護の家族負担を軽減するとともに、本来の家族的な営みを再生させる試みであったと評価することも可能である。言うまでもなく、生活保護法の各種の扶助、たとえば生活扶助は、世帯を単位にしてその要否および程度が定められることになっており（10条本文）、世帯という家族構成員の生活維持が法の目的となっている。これらの制度は、いずれも特定の個人ではなく、家族のメンバーを視野に入れて、その生活を支えることを目的として給付されるものである。その意味で、民法の家族法でいう私的な扶養に対して、社会保障の各種の給付を公的扶養と言うのもあながち間違いではない。

（3）社会保障をめぐる状況変化と社会保障

わが国の健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法など、社会保障の発展の芽となるいくつかの法制度は、第二次大戦前においても存在したとはいえ、実際上はそのほとんどが第二次大戦後に発達・展開したものである。ごく一般的に言ってわが国の社会保障制度は、戦後の50数年の間に、大きな発展を遂げ、世界的水準に到達したといえる。その背景には、経済の高度成長と、憲法の生存権規定を法理念とした国家の積極的政策形成があった。しかし、第二次大戦後のわが国の変化は、生活のあらゆる部面できわめて大きく激しいものとなっている。そのため現在、変化した諸状況に適合するように、社会保障制度全体の構造改革が真剣に模索されている。その理由は、いくつか挙げられる。21世紀において、わが国が、これまで経験した

ことのない超高齢社会に入ることが確実なこともその大きな理由の1つである。若年労働力人口の減少の原因となる少子化の傾向にも歯止めがかかっていない。21世紀の超高齢社会において、医療年金、社会福祉の給付費用が急激に膨張することが確実に予想できるのであり、他方で、国および地方自治体における巨大な財政赤字が国家財政の硬直化を招いており、また、経済成長は大きな伸びが期待できない状況にある。これらの点を考えると、将来世代に過重な負担を負わせないために世代間の給付と負担の公平を図る必要性はきわめて高い。

1995（平成7）年に社会保障制度審議会は、「社会保障体制の再構築に関する勧告」（95年勧告）を出したが、そこで出された、①普遍性、②公平性、③総合性、④権利性、⑤有効性（効率性）の5つの原則は、今後の社会保障制度の改革のあり方を考える場合のよって立つ原則として適切な意味を持つものである（総理府社会保障制度審議会事務局監修『安心して暮らせる21世紀の社会を目指して』11頁以下参照）。

問題は、社会保障制度全体の構造改革が家族構成の変化、家族機能の変化、家族の意識変化をどのような形で視野に入れているか、どのような問題意識で「家族」を取り上げているかであるが、上記の「社会保障体制の再構築に関する勧告」（95年勧告）でもその点はそれほど明確ではない。

（4）シンポジウムで取り上げられた具体的テーマ

① 重婚適内縁関係と遺族年金の受給権

わが国の民法によると、「婚姻」は、民法の定める婚姻障害（直系血族間の婚姻禁止、3親等間の婚姻禁止等の婚姻阻止要件、民法731条―737条）が存在しない限り、両性の合意に基づき、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって成立する（民法739条1項）。しかし、現実には、法的な婚姻関係に入らないで行われる男女の共同生活は、数多く見られた。これらの男女の共同生活うち、社会的には夫婦と認められるにもかかわらず、法律の定める婚姻の届出をしていないために、法律上は正式の夫婦とは認められない、事実上の夫婦関係を「内縁」という。「内縁」には、法律上「婚姻」とは認められないため、婚姻の法的効果は発生しない。すなわち、内縁の夫婦は、同じ氏を称せず、お互いに配偶者として相続権を持たずない。また、内縁関係の男女の間に生まれた子は、認知がなければ父がなく、認知があっても非嫡出子と扱われ、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分の2分の1とされている（民法900条4号但書）。なお、このような取扱いは、憲法14条に定める平等原則に違反しないとされている（最高裁大法廷1995年7月

5日決定、民集49巻1789頁)。

こうした内縁の存在は、国民の実際の生活関係と法律上の地位との間の遊離・齟齬を浮き上がらせることになったため、判例および種々の社会政策立法によって、法律婚主義の原則を維持しながら、他方で、内縁配偶者の保護が図られることになった。内縁配偶者の保護自体、実際の生活が行われている現実の家族関係に即して保護を行うという観点から、日本の社会保障法の追求してきた重要な課題の1つであった。問題になるのは、内縁関係が他の法律婚と重複する場合である(重婚的内縁配偶者)。家族法の法律婚主義の観点からは法律上の婚姻関係が保護・尊重され、それが優先されるべきは当然のことであるが、全く例外が認められるべきでないかが問題となる。この点、最近の裁判例では、重婚的内縁配偶者を受給権者と認めるために、被災者と婚姻の届出をした者との間に婚姻関係を解消することについての合意があることは必ずしも必要ではなく、「別居に至る経緯、別居期間、婚姻関係を維持する意思の有無、婚姻関係を修復するための努力の有無、経済的依存関係の有無・程度、別居後の音信、訪問の有無・頻度等を総合考慮して」その判断を行うとしている(東京地判平10・5・27労判739号65頁)。

オーストリア、あるいはドイツにおいても、婚姻外の共同生活体に婚姻に関する保護規定が類推適用されるべきであるとの議論があるが、法制度は必ずしもそこまで進んではいない。同性間のパートナーを婚姻と全く同様に評価する制度もまだ存在しないようである。その意味で、わが国の重婚適内縁関係に遺族年金の受給権を認める判例法は、ある意味で極めて現実的な対応をしたものといえる。

② 年金等社会保障給付の(世帯単位から)「個人単位化」

社会保障給付、とくに年金の個人単位化は、国民のライフスタイルの多様化に伴う個人の選択に中立な制度の構築という観点から提言されているものであるが、上で取り上げた「社会保障体制の再構築に関する勧告」(95年勧告)でも、「妻」を夫の被扶養者と位置づけるような従来の女性の役割分担を反映した仕組みを見直す必要があるとして、年金についても「世帯単位から個人単位に切り替えることが望ましい」としている。

もっとも、個人単位化といっても、給付と負担の両面で個人単位化する案ばかりではなく、その程度・濃度には幅がある。現在のように、国民のライフスタイルが多様化したとはいえ、男女間、正規・非正規労働者間の賃金格差、雇用格差があり、社会の実態が必ずしも中立的でないときに、直ちに個人単位化を貫くと、年金の額等に上記の社会的格差

がそのまま反映するなど問題が生じることも現実的には無視できない問題である。

(5) 社会保障における今後の課題

現在における家族の生活実態(家族構成、家族機能、家族意識等)の変化を踏まえて、法理論、とくに医療・年金制度、生活保護法など社会保障法理論の再検討を行うという課題で研究を行ってきたが、まだまだその研究は端緒についたところというところであり、残された課題は少なくない。

なお、わが国では、遺族年金における男性の受給制限など、男性に不利な制度も残されており、早急な解決が望まれる。

(6) 労働法に見る家族

労働法の場合には、社会保障法の場合ほど「家族」が主体として登場する場面が多いわけではない。しかし、労使関係上の様々な問題が、労働者の家族に与える影響が小さくないことは言うまでもない。たとえば、解雇は労働者ばかりでなくその家族も含む世帯の生活を危うくするものである。そのため、各国においては、セニョリティー・システムにより、家族を抱える可能性が大きい、勤続期間の長い労働者をより保護する例が多い。こうした実務は、法にも反映され、解雇制限法において扶養家族を抱える労働者の保護を厚くする例が見られる。

我が国の場合には、解雇制限自体が強力で、各国におけるほど、解雇対象労働者の選択がクローズアップされないこともあり、こうしたセニョリティー・システムは見られない。しかし、我が国の労使関係や労働法が「家族」に対して配慮をしてこなかったというわけではない。たとえば、賃金制度を見れば、多くの企業は「扶養手当」や「家族手当」といった類いの給付をしているし、法解釈においてもこうした手当の性質はそのまま認められ、無理に具体的な労務との交換関係の中に押し込まれるわけではない。また、配転法理を見れば、判例はごく例外的にしか配転命令権の濫用を認めないが、それでも、配転が労働者に極端な不利益を与える場合には配転命令は無効であるとしており、その不利益として家族についてのそれも考慮している。このように、労働法の分野においても、「家族」は常に労働者の生活利益を考慮する上で、重要なトピックであったと言える。

(7) 「家族」の変化と労働法

しかしながら、上述したように、近年における家族の変化は著しく、「家族」をどのように扱っていくのか、という問題は、労働法の分野においても問題となる。

その際、近時の立法傾向として、労働法がますます家族利益への配慮を求めていることを、まず確認しておくことが必要である。すなわち、1980年代以降における、男女の雇用機会の均等、さらには、男女共同参画

の要請が進展するに従い、労働者が、家族の一員でもあること、換言すれば、家族責任を負う一人の人間であることが強調されるようになった。その結果として、育児介護休業法に見られるように、労働者の「私事」に基づく休業が権利として認められるようになり、また、配置などに関しても、使用者は労働者の家族責任を考慮するように求められるに至っている。こうした立法を受けて、裁判所においても、従前よりも配転命令権の濫用を広く認める裁判例が現れており、家族責任の重い労働者に関して配転を命ずることは使用者にとって従前以上にリスクの大きな行為となっている。

しかしながら、近時における「家族」の変化は、こうした立法動向に困難な問題を投げかけるものでもある。すなわち、晩婚化による一人世帯の増加、婚姻によらないカップルの増加などは、労働者の家族に対する配慮が求められた際、使用者に困難な実務上の問題をもたらす。たとえば、個人情報保護とも相まって、使用者は労働者の私生活を把握することがますます困難になっており、労働者の状況を十分に把握することは困難である。また、「家族」状況の多様化は、実質的にも、公平の問題という重大な問題を惹起する。たとえば、家族状況により配転の可否が左右されると、特定の労働者（集団）に配転命令が集中する可能性が生じ、そのような労働者からすれば、同じように働いているのに、不公平と感じられるかもしれない。さらに、「家族」の多様化は、使用者に、どのような場合までを「家族」利益と認識すべきか、という問題も生じさせる。たとえば、同性のパートナーを家族として認知すべきか否か、といった類いの問題である。現在までのところ、こうした問題が裁判例で争われたことはないが、早晚、生じると考えられる。

（８）労働法における今後の課題

以上に述べたように、家族への配慮を求める立法動向が一方にあり、他方に「家族」の多様化が進むという傾向があるという状況は、今後もしばらくは続くものと考えられる。そのような中においては、「家族」というものに対して、労働法が配慮することが、どのように正当化されるのか、ということを一たび問い直す必要があるのではないかと思われる。この間の立法動向は、男女共同参画の要請に強く刻印されてきたが、これは労働法上の理念とは相対的に区別されるものであり、労働法の理念からは家族をどのようにとらえるべきかを改めて問う必要がある。

また、その場合においては、労働者保護という観点が重要な意味をもつが、その理念も絶対的なものではなく、現代法秩序の下において他の理念と整合的なものでなければならない。すなわち、労働者間の公平の問題と

の調整をどのように図っていくのか、という観点について、さらに問題を掘り下げる必要がある。

５．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 16 件）

① 村中孝史「労働審判制度の課題 制度開始から 5 年を経て」法律のひろば 64 巻 4-10 頁 (2011) 査読無

② 水島郁子「メンタルヘルス対策と企業の責任」季刊労働法 233 号 77-89 頁 (2011) 査読無

③ 西村健一郎「企業年金の廃止および受給者減額に関する判例法理」週刊社会保障 65 巻 2622 号 40-45 頁 (2011) 査読無

④ Ikuko Mizushima, „Der Schutz des erkrankten Arbeitnehmers in Oesterreich – ein Vergleich mit der japanischen Rechtslage“ Osaka University Law Review, Vol. 58, pp. 27-45. (2011) 査読無

⑤ 村中孝史「労働法の役割と今日的課題——労働紛争処理の観点から」月報司法書士 462 号 2-11 頁 (2010 年) 査読無

⑥ フランツ・ユルゲン・ゼッカー、村中孝史（訳）「ヨーロッパ労働法のドイツ労働法への影響——国家の労働法とグローバルな企業主決定との衝突について」民商法雑誌 143 巻 3 号 283-294 頁 (2010) 査読有

⑦ 西村健一郎「労働・社会保障判例紹介 派遣労働者に対する就労停止告知の法的性質 [東京地裁平成 20.9.9 判決]」民商法雑誌 143 巻 2 号 265-272 頁 (2010) 査読有

⑧ 水島郁子「勤務医に関する労働法上の諸問題」日本労働研究雑誌 52 巻 1 号 42-52 頁 (2010) 査読無

⑨ 水島郁子「オーストリアにおける事業所レベルを超えた労働者利益代表の意義と機能」阪大法学 60 巻 4 号 777-806 頁 (2010) 査読無

⑩ 水島郁子「ドイツ社会保険法における民間医療保険」阪大法学 60 巻 2 号 293-320 頁 (2010) 査読無

⑪ 水島郁子「職場における心理的負荷評価表の改正とその影響」季刊労働法 227 号 36-48 頁 (2009) 査読無

⑫ Ikuko Mizushima, „Veraenderungen im Sozialversicherungsrecht“ Öesterreich-Japan Gesellschaft und Recht im Wandel. (Neuer Wissenschaftlicher Verlag GmbH Nfg KG) ss.133-143. (2009) 査読無

⑬ 皆川宏之「介護労働者の雇用と能力開発をめぐる課題」季刊労働法 228 号 27-36 頁 (2010) 査読無

⑭ 高島淳子「書評 倉田賀世著『子育て支援

の理念と方法』海外社会保障研究 168 号
73-77 頁 (2009) 査読無

⑮岩永昌晃「イギリスにおける労働市場の柔軟性と非典型雇用の法規制」法律時報 81 巻
12 号 39-43 頁 (2009) 査読無

⑯岩永昌晃「イギリスにおける被用者概念の新たな展開—労働法の適用対象画定における当事者意思の取扱いについて—」イギリス労働法研究会編『イギリス労働法の新展開』(成文堂) 66-86 頁 (2009) 査読無

[図書] (計 3 件)

① Wolfgang Mazal / Takashi Muranaka (Hrsg.), Österreich-Japan, Gesellschaft und Recht im Wandel. (Neuer Wissenschaftlicher Verlag GmbH Nfg KG) 185s. (2009).

②西村健一郎『社会保障法入門 補訂版』(有斐閣) 318 頁 (2010)

③西村健一郎、品田充儀『よくわかる社会福祉と法』(ミネルヴァ書房) 195 頁 (2009)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村中 孝史 (MURANAKA TAKASHI)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号: 80210053

(2) 研究分担者

西村 健一郎 (NISHIMURA KENICHIROU)
同志社大学・司法研究科・教授
研究者番号: 00025157

(3) 研究分担者

水島 郁子 (MIZUSHIMA IKUKO)
大阪大学・大学院高等司法研究科・教授
研究者番号: 90299123

(4) 連携研究者

荒山 裕行 (ARAYANA YUKO)
名古屋大学・大学院経済学研究科・教授
研究者番号: 60191863

(5) 連携研究者

皆川 宏之 (MINAGAWA HIROYUKI)
千葉大学・法経学部・准教授
研究者番号: 50375606

(6) 連携研究者

高島 淳子 (TAKAHATA JUNKO)
京都産業大学・法学部・准教授
研究者番号: 50351268

(7) 連携研究者

岩永 昌晃 (IWANAGA MASA AKI)
京都産業大学・法学部・准教授
研究者番号: 40402945

(8) 連携研究者

木南 直之 (KINAMI NAOYUKI)
新潟大学・法学部・准教授
研究者番号: 60402947